

令和7年度（2025年度）熊本県人権月間における啓発業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

県民が人権についてより身近なものとするきっかけをつくとともに、人権問題に対する正しい理解と認識を深めることを目的として、世界人権デーを最終日とする1ヶ月（11月10日～12月10日）を熊本県人権月間と定め、熊本県人権フェスティバルや各種媒体を活用した様々な人権問題に関する啓発等を一体的に実施する。

2 業務概要

- (1) 委託業務名 熊本県人権月間における啓発業務
- (2) 業務内容 別紙「令和7年度（2025年度）熊本県人権月間における啓発業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和8年（2026年）2月27日（金）まで

3 担当部署及び書類等の提出先

熊本県環境生活部県民生活局人権同和政策課
〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1（熊本県庁行政棟新館2階）
電話 096-333-2299（直通）
メールアドレス jinken@pref.kumamoto.lg.jp

4 受託者の選定方法

公募によるプロポーザル方式とする。

企画提案書等の書類及びプレゼンテーションによる審査を行い、最も優れた提案をした者を受託候補者として選定する。

5 応募に係るスケジュール

5月16日（金）	プロポーザル実施要領告示
5月23日（金）午後5時	事業者説明会出席申込書、質問票提出期限
5月27日（火）午前10時	事業者説明会
5月30日（金）午後5時	プロポーザル参加申込書、プロポーザル参加資格確認申請書、業務実績書提出期限
6月4日（水）	参加資格確認通知
6月17日（火）午後5時	企画提案提出書、企画提案書、経費見積書、事業者の取り組みに関する申出書提出期限
6月24日（火）	企画提案書の審査（プレゼンテーション）
7月中	業者決定、委託契約

6 応募資格

次の（１）から（８）までに定める条件の全てを満たす者であること。

- （１）熊本県物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「企画・運營業務」及び「企画・制作」に登録されている者であること。
- （２）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更正計画認可の決定を受けていること。
- （３）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- （４）熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- （５）熊本県内に本店又は支店（営業所）等を有すること。
- （６）過去5年間で、広報業務（企画・デザイン・作製・配布・放送・イベント等）及び対象者を限定しない300人以上の規模のイベントに関する実績を有すること。
- （７）暴力団又は暴力団員もしくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下にないこと。
- （８）令和7年（2025年）5月27日（火）開催の事業者説明会に出席すること。

7 事業者説明会

日 時 令和7年（2025年）5月27日（火）午前10時から

場 所 熊本県庁新館2階 熊本県人権センター

その他 ①会場の都合により1事業所あたり、2人までの参加とする。

- ②企画提案者は、必ず事業者説明会に参加すること。また、参加するにあたり、事前に事業者説明会出席申込書（別紙様式1）を令和7年（2025年）5月23日（金）午後5時までに、3の担当部署あてにメールで提出すること。

8 質問と回答

質問の受付期間は令和7年（2025年）5月23日（金）午後5時までとし、質問票（別紙様式2）を3の担当部署あてにメールで提出すること。

なお、質問事項への回答は、5月27日（火）の事業者説明会で行う。

9 プロポーザル参加申込み

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次の（３）記載の提出書類を各1部ずつ提出すること。

（１）提出方法

持参又は郵送（配達証明など送付したことが証明できるもの）

（２）提出期限

令和7年（2025年）5月30日（金）午後5時必着

(3) 提出書類

- ①プロポーザル参加申込書（別紙様式3）
- ②プロポーザル参加資格確認申請書（別紙様式4）
- ③業務実績書（別紙様式5）

(4) 提出先

3の担当部署

(5) 資格要件の審査及び結果通知

熊本県人権同和政策課において資格要件を審査し、審査結果及び要件を満たさなかった事業者については、満たさなかった理由を令和7年（2025年）6月4日（水）までに書面で通知する。

10 企画提案書の提出

(1) 提出書類及び提出部数

- ①企画提案提出書（別紙様式6） 1部
- ②企画提案書 7部（うち正本1部）

形式 A4判、タテ型、左綴じ（着色・両面印刷可）、20ページ以内

※表紙・目次はページ数に含まない。

内容 11（2）審査基準を踏まえ、下記の事項について具体的に記載し、その理由を記載すること。

また、独自提案（予算の範囲内）があれば、どの部分が独自提案であるかわかるよう記載すること。

【熊本県人権月間及び熊本県人権フェスティバルの周知広報】

ア ポスター・チラシのビジュアル案

イ 周知・広報の企画

【熊本県人権フェスティバルの企画運営】

ウ ステージイベントについての企画（テーマに沿った講演会、トークショー（ワークショップを含むものも可）、演劇、コンサート、映画上映など）

エ ブース展開における企画

オ 周知広報の企画

※ ウのステージイベントについては、出演者の選定理由、プロフィール（現在の活動内容含む）、催し物のテーマ、催し物の内容、過去5年間の催し物の実績（人権啓発に関するイベントの実績、テレビ・ラジオ等への出演、雑誌等への掲載実績、著作等）、取材・報道の制限の有無を詳細に記載すること。

【その他効果的と考えられる広報展開】

カ 広報展開の企画

【啓発資材の製作】

キ 製作する資材の提案、個数、配布場所

【市町村への波及】

ク 事業効果が市町村へ波及・浸透するための効果的な手法の提案

【効果測定】

ケ 事業目的に沿った効果が測定できる目標の設定、効果測定方法

【実施体制等】

コ 各啓発広報の実施時期、企画内容に応じた運営スケジュール、安全管理に必要な実施体制

サ 本業務における提案者の特長（強みなど）、実績等

③経費見積書：7部（うち正本1部）

※会場設営費、各種製作費、広報費、出演者費用等経費を啓発項目ごと（啓発の企画・広報、その他イベント、人権フェスティバル等）に内訳を明記すること。また、消費税及び地方消費税を含む金額を記入すること。

なお、「12 委託限度額」に留意すること。

④事業者の取組に関する申出書（別紙様式7） 7部（うち正本1部）

⑤ ①～④のPDFデータ

(2) 提出方法

持参又は郵送。上記④のPDFデータはCD-Rもしくは jinken@pref.kumamoto.lg.jp へデータで提出。

(3) 提出期限

令和7年（2025年）6月17日（火）**午後5時必着**

(4) 提出先

3の担当部署

1.1 審査

審査は、プロポーザル参加事業者から提出された企画提案書を基に次のとおり行う。

(1) プレゼンテーションの実施

資格要件の審査に適合した事業者で企画書を提出した者によるプレゼンテーション（40分以内：説明25分以内、質問15分以内）を行う。

日時 令和7年（2025年）6月24日（火）

※時間は別途連絡する。

場所 熊本県庁防災センター308会議室

審査員 県職員5人とする。

その他 ①会場の都合により1事業所あたり、3人までの参加とする。

②プレゼンテーションに参加しなかった事業者は、棄権したものとみなす。

(2) 審査基準及び審査方法

次に掲げる審査基準に基づき、各審査員の審査点数の合計が最高点数となった事業者を採用する。同点となった場合は、審査項目の「企画内容」について、各審査員の点数の合計が最も高かった事業者を採用する。さらに同点の場合は審査員の多数決により決定する。

なお、最低基準として、審査員の平均が60点に満たなかった場合は、受託候補者とし
ないこととする。

また、プロポーザル参加事業者が1社の場合、企画提案書等の審査により選考するとともに、最低基準を満たし、業務を適切に実施できると判断した場合は、当該参加者を契約候補者として選定する。

受託候補者該当なしの場合、再度企画プロポーザル参加業者を公募する。

〈審査基準〉 100点満点

		審査項目	配点
企画内容	企画提案（全体）	①具体性、実現性はあるか。	10
	企画提案（熊本県人権月間及び熊本県人権フェスティバルの周知広報）	②任意に設定したターゲットに応じた広報手法となっており、人権について考えるきっかけにつながっているか。	10
		③熊本県人権フェスティバルの集客につながる広報内容か。	10
	企画提案（熊本県人権フェスティバルの企画運営）	④人権について考えるきっかけとなる催しとなっているか。	10
		⑤集客が見込める企画内容か。	10
	企画提案（その他広報展開）	⑥人権について考えるきっかけとなる広報展開か。	10
	企画提案（啓発資材の製作）	⑦啓発資材は、集客や人権について考えるきっかけにつながるものか。	5
	企画提案（市町村への波及）	⑧事業効果が市町村へ波及する提案はされているか。	5
効果測定	⑨目標が設定され、客観的に把握できる効果測定となっているか。提案もあるか。	10	
実施体制	実施体制	⑩確実に実施できる体制となっているか。	5
		⑪実施要領6（6）及び本業務を受託するにあたり実績は十分か。	5
事業者の取組 （公告日現在）	事業者の取組	⑫下記に該当しているか。	5
		・熊本県ブライト企業の認定を受けている。	(1)
		・障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）がある。	(1)
		・事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション 21、RE100、再エネ 100 宣言 RE Action のいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）がある。	(1)
		・熊本県SDGs登録制度、またはパートナーシップ構築宣言に登録している。	(1)
		・令和6年度人権月間PRサポーターに登録していた。	(1)
経費	経費	⑬見積額は適当か。	5

(3) 審査結果

文書でプロポーザル参加事業者に通知する。

なお、審査終了後、参加事業者から電話等での問い合わせがあった場合には、「問い合わせ者の順位」「問合せ者の合計点数」「1位の事業者名」「1位の合計点数」については、回答するものとする。

1.2 委託限度額

11,700,000円

(上記金額には、委託業務において発生する諸経費並びに消費税及び地方消費税を含む。また、企画提案に当たっての目安(上限)となる金額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するので、上記金額と必ずしも一致しない。)

1.3 契約保証金に関する事項

契約にあたっては、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

1.4 その他

- (1) 企画提案書作成及びこれに係る付帯作業の経費等は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書については、業務関係資料のため返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- (3) プロポーザルによって選定された事業者の企画提案書の著作権については、県に帰属するものとする。
- (4) 受託業者が制作したデータや写真、イラスト、文書等の著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む)は、県に帰属するものとする。
- (5) プロポーザル参加申込書受理後に辞退する場合は、辞退理由を記載した辞退届(様式任意)を提出すること。

1.5 問合せ先

熊本県環境生活部県民生活局人権同和政策課 担当 中嶋

電話 096-333-2299(直通)

メールアドレス jinken@pref.kumamoto.lg.jp